

第595号
2017年12月15日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学Web <http://tougaku.net/>

「学校における働き方改革推進プラン(仮称)」に異議あり ～事務職員への安易な負担押し付けは許さない！～

都教委は11月9日、教員の長時間労働の解消を目的とした『学校における働き方改革推進プラン(仮称)』中間のまとめ(以下、「中間のまとめ」)を公表した。

事務職員から見て非常に問題のある内容だ。事務職員にもっと「校務運営参画」してもらいたいなら、事務職員の勤務実態や定数の検証が前提だ。また私費会計の公会計化が前提だ。

都教委は2018年2月を目途に最終的なプランを決定するとしている。

東学は12月7日締め切りのパブリックコメントへの意見集約を呼びかけるとともに、組合として都教委への申し入れを予定している。

【安易に事務職員に私費会計等の負担を押し付け】

「中間のまとめ」の中の、「4- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進」の【検討例】として、「○学校給食費や学校徴収金の徴収・管理について、事務の統一化等による効率化を推進するとともに、学校事務職員等の活用を検討(小・中学校)」とある。

また、「4- (3) 教員を支える人員体制の確保」の【検討例】としては、「○学校事務職員の職務内容の明確化と校務運営参画の促進(小・中学校)」とある。

後述の通り、事務職員の勤務実態や定数についての検証もなく、また私費会計の公会計化について全く検討することがないままに、安易に事務職員に負担を押し付けようとしているのだ。

【事務職員の「働き方改革」の視点が抜け落ちているぞ】

「中間のまとめ」は、「学校における働き方改革推進プラン(仮称)」を謳っているにもかかわらず、その内容は教員の「働き方改革」についてしか触れていない。

学校職員の勤務実態について、都教委は、教員に関しては本年6月に「東京都公立学校教員勤務実態調査」を行った上で今回の「中間のまとめ」を出しているが、事務職員に関しては何の検証も行っていない。

また事務職員定数についても一切の検証もしていない。義務制においては、標準定数法上、本来は現状に加えて約500名の都費事務職員の加配がなくてはならない。しかし、2014年度から都教委が一方的に補正定数(要・準加配、規模加配)を廃止したため、全校1校1名体制となっている。標準定数法に定める加配は全く置かれず、1校1名の基本定数しか置かれていない。現状においても事務職員の負担は大きくなっている。

このように事務職員についての働き方改革の視点が抜け落ちたまま、安易に業務負担を増やそうとしている。

そこには「教員は多忙だけど、どうせ事務職員はそうではないだろう」という思い込み、さらには「教員だけを大事にしていればいい」という差別意識すら感じさせる。

【私費会計の公会計化には全く触れていない】

学校給食費などの学校徴収金が未だに東京を含む多くの自治体において私費会計として扱われている現状について、国は地方自治法第210条・第235条4第2項に定める会計処理に照らして問題であること、またその業務が学校職員にとって大きな負担となっていることを認めている。そして、その是正のため、公会計化することによって学校職員の業務ではなく自治体の業務とすべきであるとの方向性が示されている。

にもかかわらず、「中間のまとめ」はこのことについて全く触れていない。

【共同実施は盛り込ませないぞ！東久留米では仰天の連携校民託化構想も】

今回の「中間のまとめ」では、小中学校事務の共同実施推進については、とりあえずは触れていない。都費事務職員の学校現場からの引き上げ・定数削減という東京型の共同実施が、実施地区においては学校現場、とりわけ副校長の負担増を招いていることは明らかなのだから当然だ。しかし都教委は、今年2月に出した「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」の最終報告には、その論理矛盾を押して無理やり共同実施を盛り込んでいるので安心はできない。来年2月を目途に出される最終的なプランに盛り込ませないよう、警戒が必要だ。

実際に、驚くべき動きが浮上している。東久留米市教委は10月、「東久留米市立小・中学校の学校サポート業務あり方検討委員会報告書」(以下、「報告書」)を公表した。その内容は、副校長・教員の「働き方改革」のため、都費事務職員は拠点校で5校2名体制の共同実施、都費事務職員が引き上げられた後の各連携校にはこれまでの実施地区のように都費非常勤職員を置くのではなくてなんと民託化するというものだ。学校現場の連携校事務室を民託化などしてしまつたら、スピーディーな対応ができなくなり、これまでの共同実施にも増して学校現場の負担が増大するのは目に見えている。「報告書」は、なにがなんでも事務を共同実施プラス民託化しようという結論ありきで、論旨はでたらめ・無理筋だ。副校長・教員が多忙なのは、都費事務職員が暇なのにもかかわらず、その仕事を引き受けようとしてこなかったせいだと、何の根拠も示さずに決めつけている。事務職員の職業的誇りを傷つけるものだ。「報告書」はこの仰天の構想を都教委に提案して、「学校における働き方改革推進プラン(仮称)」に盛り込ませたいと述べている。

事務職員への負担押しつけも共同実施もさせないよう取り組もう。

【Colum】

「朝鮮学校の子どもたちに学ぶ権利を！10.25『高校無償化』裁判全国集会」が、3000名の参加者を集め、代々木公園野外ステージで開かれた。

2010年に施行された「高校無償化法」により外国人学校に在学する生徒を含めて就学支援金が支給されたにもかかわらず、朝鮮学校だけが「拉致問題」を理由に除外。政治的対立の責任を、朝鮮学校の生徒たちに負わせ、在日朝鮮人を差別することは許せない。

会場の外では案の定、右翼が騒いでいて、かなり頭にきた。当事者の高校生・卒業生やオモニ・アボジたちが終始穏やかな様子で全く動揺していなかったのが救われたが。

右翼の中には「ヘイトスピーチも言論・表現の自由のうち」という輩もいるようだが、しゃらくさい。憲法を持ち出すなら、条文をもっとよく読めと言いたい。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は～これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」とある。ちなみに「個人の尊重」を根本価値とする日本国憲法において、「公共の福祉」とは「公」や「国益」のことではなく、他の人の人権保障のことを意味する。人様に迷惑をかけたり、人様の人権を踏みにじつてまで表現する自由が認められているわけではないのですよ、ヘイトの皆さん。

【加入のお申し込み・ご相談先】

世田谷区立三宿小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3411-9740